

# 第2期高石市地域福祉推進プラン

～第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画～

概要版



令和7年3月

高石市

社会福祉法人 高石市社会福祉協議会

# 1 計画策定にあたって

## ■ 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

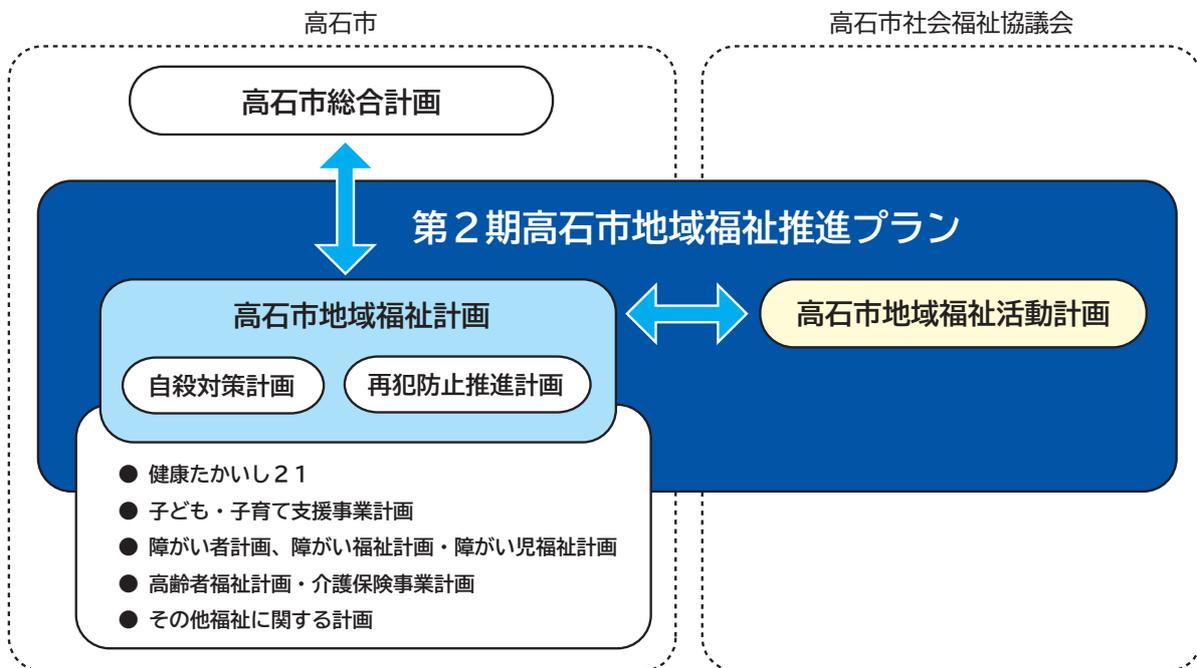
そこで、国ではこれまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な方への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指しています。

このような、近年の社会情勢の変化を踏まえ、新たな地域課題に対応するため、「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」を策定します。

## ■ 計画の位置づけ

本市では、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくことから、「第2期高石市地域福祉推進プラン」として一体的に策定します。

本計画は、高石市総合計画を上位計画とし、市が個別に作成する高齢者、障がい者、子どもその他福祉に関する各分野の上位計画として策定するものであり、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。また、本計画の実施にあたっては、福祉の分野だけでなく防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野との連携を図りながら推進します。



## ■ 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

# 2

## 地域福祉を取り巻く現状と課題

「統計データ」「アンケート調査及び地域懇談会」「市民活動の現状」「前計画の取り組み状況」（計画書本編 P9～P44）により、本市の地域福祉を取り巻く現状を捉えました。

それらを踏まえ、本市の地域福祉を取り巻く課題を整理しました。内容は以下のとおりです。

### ○ つながりの再生・創出

- 身近な地域で相談ができる場所が必要とされています。
- 若い世代との交流や福祉事業所との交流など、関係性を広げることも必要です。
- 近隣や地域における人間関係を構築するため、地域の行事や活動に参加するなど、周囲の人を知り、また周囲の人に知ってもらうことが重要です。
- 孤立ゼロプロジェクト事業や見守り活動などの孤立・孤独解消に向けた活動の普及・啓発などを実施していくことが重要です。

### ○ 支援が必要な人だけではなく、広く地域住民に情報を提供・発信

- 市の広報紙やホームページ、LINE、自治会・町内の回覧板など効果の高い方法を活用し、積極的に情報提供していく必要があります。
- 若い年代の方にも福祉活動等を知っていただけるよう、SNSなど複数の広報媒体を積極的に活用するなど、情報提供方法について検討していく必要があります。
- 多世代の方にご覧いただけるよう、わかりやすい内容に努めることや、必要な情報をすぐに見つけることができるようにするなど、情報発信内容について検討していく必要があります。

### ○ 新たな担い手の確保

- 地域共生社会では、高齢者や障がい者を含む、あらゆる住民が”新たな担い手”として自らの個性や能力を活かしつつ、役割を持って、支えあいながら自分らしく活躍できることが必要とされています。
- 担い手の発掘及び育成や活動支援など、より多くの担い手が活躍できる仕組みづくりと継続して活動できる体制づくりが必要になります。
- 各種ボランティアの魅力を発信し、市民のボランティアへの意識が高まるような仕組みを検討していく必要があります。
- ボランティアポイント制度について、福祉事業所等も含めた担い手不足のさまざまなボランティアへ拡充し、ボランティア活動のきっかけとして充実させていく必要があります。

### ○ 防災対策の強化

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定が求められています。
- 災害時に備えて、互いに協力するため、地域と福祉事業所との連携を進めていく必要があります。
- 市の防災に対する取り組みや、防災関連情報などを地域に周知していく必要があります。

# 3 地域福祉の展開方向

## ■ 基本理念

本市では、地域福祉を推進するためのさまざまな施策を展開してきましたが、少子高齢化や核家族化等の社会構造の変化、地域の関係性の希薄化等に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題といった既存の制度では解決することが難しい課題への対応が引き続き必要です。

地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく「地域共生社会」の考え方を踏まえ、これまで以上に地域福祉を推進することが必要であり、これまでの計画で掲げた基本理念を発展させ、すべての人が主体的に地域に関心を持ち、お互いが助けあい、支えあいながら暮らせる地域社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。



## ■ 地域福祉の展開に際しての基本的な視点

以下の視点を踏まえて施策の具現化を図ります。

- (1) 誰もが役割を持ち、いきいき暮らせるまちを目指す
- (2) すべての人が自らの事として捉え、行動する
- (3) 公民一体となって地域福祉に取り組む
- (4) SDGs を踏まえた地域福祉の展開

# 4

## 施策の展開

基本目標

### 1

## ともに“いきる”「地域づくり」

自治会や校区福祉委員会をはじめ、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会、行政など、地域福祉の担い手が地域を構成する一員として、多様な関わりやつながりを回復し、助けあい・支えあう仕組みづくりや活動の推進を図ります。

### 現状と課題

- 日常的な地域のコミュニケーションを通じて、お互いがそれぞれの生活を尊重するとともに、助けあい・支えあう関係を再生・創出していく必要があります。
- 地域で充実した生活を送るためには、生きがいを持って生活することが欠かせません。そのためには、地域行事への参加、趣味の活動を通じた仲間づくり、つながりづくりが欠かせません。
- 役割を持って生活することや、活躍できる場があることも、地域で一人ひとりが自分らしく生活するためには欠かせない要素であるため、地域行事や伝統文化の継承などの機会を積極的に設けることが必要とされます。
- 高齢化の進行などに伴って福祉的な支援の必要性が高まる一方、ひきこもりやヤングケアラーなど、福祉分野以外との連携も必要な課題についても顕在化してきており、教育分野や人権分野など、分野横断的な連携が可能な体制を強化していく必要があります。
- ひきこもり、8050問題など、既存の相談体制、支援体制、制度では対応できない課題もあります。また、表面化しているものもあれば、表に出てこないことから、長年課題として把握されず複雑化するケースもあります。それぞれの世帯が抱える課題を深刻化させないためにも、身近な地域で、「複合した課題」を丸ごと受け止めて対応する体制が求められています。
- 地域課題の解決にはその課題の要因を理解することが重要です。そのために地域課題に係る把握のための手法の検討や、課題解決のための学び、さらには話し合いも必要です。

### 今後の方向性と取り組み

#### (1) 地域相互の助けあい・支えあいの推進

- ① 新たな見守り安心の仕組みづくり
- ② 顔の見える関係づくり（見守りネットワークの充実）
- ③ コミュニティカフェの充実
- ④ 新たな居場所づくりの推進

#### (2) 地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

- ① 小地域（福祉）活動の充実
- ② ボランティア・NPO活動等への支援体制の整備

#### (3) 相談体制の充実

- ① 相談機能の充実
- ② 総合的支援体制の構築
- ③ 身近な相談体制の構築

## 2 つながり を “支える” 「人づくり」

市民の福祉に関する意識の醸成に向け、福祉に関する学習機会の提供や福祉教育の取り組みを進めます。また、地域福祉人材の発掘・育成を図ります。

### 現状と課題

- 出生率の低下とともに生産年齢人口が減り続け、少子高齢化が進展し、地域福祉を担う人材が不足しています。
- 地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが地域福祉を推進する上で役割を担っているという意識をもつことが不可欠です。
- つながり を一人ひとりが持つためには、お互いに支えあって生活することができる関係を、身近な場所で築いていくことも大切です。私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのかなど、地域のことに興味を持ち、また身近な地域で人と人との交流を重ね、気軽に相談できる関係づくりを進め、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。
- 参加の裾野を広げることで、地域活動を一部の方が担うものという意識を変革し、みんなで分かちあって持続可能な地域活動を進めていくことが重要です。そのためには、福祉について学ぶきっかけや地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め、行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティの方など、多様な住民が生活しています。また、人口減少や高齢化社会の進展とともに市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれが抱える背景や環境は変化しています。それぞれが違った特徴を持った地域の住民が、それぞれの個性を尊重していくためには、多様な存在を知り、お互いに認め合い、排除しない社会を築くことが求められています。そのためには、子どもから大人まで、福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るための福祉教育が必要とされています。

### 今後の方向性と取り組み

#### (1) 地域福祉に対する意識の啓発

- ① 福祉教育の充実
- ② 研修会やイベント等の充実
- ③ 多様性・多文化共生に対する意識づくり
- ④ 生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動の支援

#### (2) 地域福祉の担い手の確保・育成

- ① ボランティアポイント事業（ちょこっとたすけあいサポーター支援事業）の推進・拡充
- ② 地域活動者の発掘・育成
- ③ 福祉人材の資質向上・スキルアップ

# 3

## 安心して“暮らせる”「まちづくり」

支援が必要な人だけでなく、広く地域住民に必要な情報を効果的に得られるように支援する仕組みづくりや、気軽に相談ができ、各関係機関の連携による相談支援体制の充実、防犯・防災体制の充実、災害時の支援体制づくりを進めていきます。

### 現状と課題

- 高齢者、障がい者、子どもをはじめ、誰もが不自由なく安心して安全に生活できるまちづくりが求められています。
- 誰もが等しく、必要な情報を必要な時に簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取り組みが求められています。
- 地域で幸せに暮らし続けるためには、健康を維持することが不可欠です。健康で過ごせる期間をなるべく長く保てるよう、年齢を問わず健康づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者が介護サービスを利用する前の段階で、介護予防やフレイル予防の観点から、身体・認知機能の維持などに努める必要があります。また、高齢者が医療や介護が必要になっても長年住み慣れた地域で安心して生活していくための支援体制が求められており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降においては、まさに喫緊の課題となります。
- 障がいのある方が日常生活を送る上での妨げとなる「社会的障壁」を除去するため、過重な負担とならない範囲での「合理的配慮」の提供が求められています。
- ライフスタイルや就労形態の多様化、就労時間の変化等を踏まえ、保護者の多様なニーズに対応していくことが求められています。
- 安全で安心したまちづくりに向けて、日ごろから災害に備える防災教育や、高齢者や障がい者等の要配慮者を含む避難住民に対する支援のあり方などについて検討を進めるとともに、交通事故被害者を減少させるために、日常的な意識の醸成や交通安全教室、広報などによる啓発が必要です。

### 今後の方向性と取り組み

#### (1) 権利擁護の推進と虐待の防止

- ① 人権啓発と人権相談体制の充実 ② 成年後見制度等の利用促進 ③ 虐待防止対策の推進

#### (2) 効果的な情報提供・発信の充実

- ① 情報提供・発信の充実・工夫 ② 情報共有・管理の徹底 ③ 情報アクセシビリティの向上

#### (3) 福祉サービス等の提供体制の充実

- ① 健康づくりの推進と地域医療体制の充実 ② 高齢者や障がい者への施策の推進・充実
- ③ 子育て家庭への施策の推進・充実 ④ 生活困窮者への支援の充実 ⑤ 福祉サービス等の質の向上

#### (4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

- ① 住みやすい生活環境の整備・充実 ② 外出・買物支援等の充実 ③ 地域資源の活用
- ④ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

#### (5) 安心・安全なまちづくりの推進

- ① 防災・減災対策の推進・充実 ② 防犯・交通安全の取り組みの充実

#### (6) 自殺防止対策の充実

- ① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 市民への啓発と周知
- ④ 早期発見と支援の推進 ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### (7) 再犯防止に関する取り組みの推進

# 5

## 計画の推進

基本理念「ともに つながり 支えあうまち たかいし」の実現に向け、普及・啓発の取組を進めるとともに、関係団体等との連携や進捗管理に努めていきます。



## 第2期高石市地域福祉推進プラン【概要版】

～第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画～

発行年月：令和7年3月

発行：高石市 保健福祉部 社会福祉課  
〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号  
電話：072-275-6283 FAX：072-265-3100

社会福祉法人 高石市社会福祉協議会  
〒592-0011 高石市加茂4丁目1番1号 市役所別館1階  
電話：072-261-3656 FAX：072-261-9375